

審 査 請 求 書

審査請求団体 えひめ教科書裁判を支える会
外 9 名

2011年 8月 5日

審査庁 今治市教育委員会様

第 1、請求の趣旨

一、前記審査請求人らは、今治市教育委員会(以下「今治市教委」)に2011年5月25日付で「開かれた教育委員会会議を求める請願書」(以下「本件請願書」別紙1)を提出しました。今治市教委は、同年6月8日に開催された第9回教育委員会(以下「本件委員会」)において、請願を審議し、不採択としました。しかし、同審議は、下記に述べるように、本件請願を誠実に審査しておらず、しかも、請願者に、審議結果を書面で通知さえ送付していないなどの不備があり、さらには、不採択理由には、合理性がないばかりが、虚偽の理由がふくまれています。

そこで、請願者らは、以下の事を求めます。

- 1、請願者に書面による本件請願の審議結果の通知の送付すること。
- 2、通知には、不採択とした合理的理由を明記すること。

第 2、請求の理由

一、審査請求事項の処分に至る経過

- 1、 審査請求人らは、2011年5月25日付で本件請願書を今治市教委宛で提出しました。
- 2、 2011年6月8日に開催された委員会において、本件請願書についての審議がなされましたが、本件委員会の会議録のとおり、本件請願を誠実に審議もせず、しかも合理的かつ客観的な理由を示すことなく、虚偽性ある理由を述べて不採択としました。
- 3、 しかも、今治市教育委員会は、別件の請願に対しては、請願結果の通知を行っていないが、本件請願の審議結果に対しては、請願者に請願結果を書面で通知していないという処理手続に不備があります。

二、審査請求の趣旨及び理由

審査請求人らは、請願を日本国憲法第16条及び請願法で保障された、市民・国民の請願権にもとづいて今治市教委らに提出しました。

1、請願権は、憲法上の権利

日本国憲法 16 条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定しています。

2、具体的な権利性を有している

- (1) 請願権については、単に受理を要求するに過ぎない権利といった見解が横行していますが、この見解は誤りです。
- (2) 「請願する権利」を定める憲法 16 条は、憲法第 3 章の人権カタログの中にあつて、前の憲法 15 条の公務員の選挙権、後の憲法 17 条の国家賠償請求権との関連を読み取らなければなりません。
この憲法上の位置からも請願権は、積極的な内容を有する権利であることが明らかです。
- (3) 請願権は、憲法 15 条で公務員の選挙権を行使した国民の意思は、4 年ないし 3 年ごとの選挙権の行使だけでは表明しきれないものです。
そうかといって、憲法 17 条で公務員に対して国家賠償を請求するのは、極端に過ぎる場合がないとはいえません。
この 15 条と 17 条の中間を埋めるのが 16 条の請願権です。
- (4) 請願権は、自らの政治的意思を国政ないし地方政治に反映させるための個々人の重要な政治的権利であり、国政担当者の政治責任を迫及する権利という意味で参政権です。
- (5) ドイツでは、ドイツ連邦裁判所によって、①請願の受理、②請願内容の審査を受けること、③請願の処理の態様の通知を受けることの各権利を請願者は有することが認められています。
- (6) 日本においても、請願権についてドイツと同様の権利性が認められるのです（吉田栄司著「憲法的責任迫及制論Ⅱ」関西大学出版部、2010 年 9 月 15 日刊、P139～195）。

3、請願権は、参政権（責任追求権）

- (1) 請願権を「その受理のみを請求できるにすぎない権利」という考え方は、前近代的な時代に国王に対し、「お恐れながらお願い出る」ことに、あまりに引きずられた解釈です。主権者である国民から信託を受けた国家機関や公務員に対し、その受理を願うという程度の請願権を、国民は与えられているということ自体が、主権者である国民にとって、自己矛盾です。
- (2) 請願権は、為政者と被治者の同一性という民主主義の基本原則からもたらされている国民の能動的権利であるという性質から出発しなければなりません。
国民の国政に対する能動的な権利という意味において、参政権的な性格を有するのです。
主権者たる国民が、選挙後においても国政にその意思を発現させるための能動的権利であり、選挙後の国民の補完的な参政権です。
個別具体的な法律その他の国家行為に関する国民の意思は、必ずしも 4 年ないし 3

年ごとの選挙権の行使だけでは表明しきれないものであって、請願権の行使を通じてこそ主権を表明しえるものなのです。

国政の主権者であり、国政の信託者である国民が、具体的な政治的意思の反映を国政担当機関に求める権利です。

4、請願権の権利の内容

(1) 受理義務

これは当然の義務です。

(2) 誠実処理義務

請願権の本質が参政権であり、政治責任追及権であることから、請願に対し、誠実に処理する義務、つまり誠実処理義務があります。

(3) 内容審査義務

誠実に処理する前提として、当然に請願の内容審査義務があり、内容審査には、合理的かつ客観的な公正性が不可欠です。

(4) 請願の処理態様報告義務

請願を受けた者は、請願を誠実に処理した内容を請願者に報告する義務があります。

5、請願の処理手続などの違法性ないし不誠実性

ところが、今治市教委は、本件請願書に対し、以下のような審議手続、審議内容、不採択理由、審議結果の通知内容などにおいて憲法 31 条、同 92 条～94 条、地方自治法、請願法 5 条、行政手続法、今治市行政手続条例などに反する違憲・違法・違反・不作為・不誠実などがあります。

(1) 地方自治体における住民の法的地位

俵静夫（元内閣法制審議委員）は、憲法において地方自治と題する第八章を設けた趣意について次のように述べています。

『憲法は国民主権の原則のもとに民主的国家体制の確立を期しているが、そのような国家体制の基礎として、地方自治のもつ意義を重視するとともに、旧来のわが地方自治制が議会と政府の決定に一任され、かならずしも地方自治の本旨に基づいて行われていなかったことに鑑み、民主的国家体制の基盤を培うため、その一環として、地方自治の本旨に基づく制度に憲法上の保障をあたえようとしたところに、あたらしく地方自治と題する憲法第八章を設けた趣意があることはあきらかである。』（俵静夫著『地方自治法』法律学全集 有斐閣 1965年版 6頁）

また、憲法第92条にある「地方自治の本旨」の解釈に当たり地方自治の概念を次のように述べています。

『地方自治という概念は、一般的にいうと、民主主義の要請と地方分権のたてまを基調として、歴史的に成立した制度上の概念であるが、実質的には、一定の地域内の行政が政府機関によってではなく、その地域の住民によって行われるという「住民自治」の要素と、形式的には、国家内の一定の地域を基礎とする地域団体が自主的に地方の公共事業を処理するという「団体自治」の要素から成り立っている。』（同、2頁）

そして、その地方自治における「住民自治」について、次のように述べています。

『地方自治というとき、地方的利害に関する事務を地方住民の意思に基づいて処理するという住民自治が、そのもっとも基本的な要素をなすものであることは、地方自治という表現からみても、また歴史的に地方自治が民主主義と相互の関連において発達をみた事実からみても、各国において地方自治が民主的な風土を形成する上に重要な役割をはたしていることから考えてもあきらかである。』（同、2頁）

さらには、その「住民自治」の内実について、次のように述べています。

『今日においては、地方自治制を実施することは、たんなる立法政策の問題ではなく、かならず地方自治制を実施すべきことが憲法によって要請されているのみならず、その地方自治制は地方自治の本旨に基づいて定められなければならないことが保障されている。したがって、地方の公共事務に関しては、これを処理するため、地方公共団体の存立を認め、その団体の行政は住民の参与によって行われなければならないという原則のもとに、地方自治制を実施しなければならない。』（同 11頁）

また、「住民は、地方自治運営の主体たる地位をあたえられている」と、住民の地位について次のように述べています。

『住民は、地方公共団体の人的構成要素をなすとともに、地方公共団体の活動の源泉として、地方自治運営の主体たる地位をあたえられているところに、重要な意義がある。すなわち、住民の地位の法的意義は、地方公共団体の構成員として、団体の支配をうけるとともに、団体の組織運営に参加する権利を有する点にある。』（俵静夫著『地方自治法』、同、93頁）

兼子仁（東京都立大学名誉教授）は、「地方自治」の特色として、直接民主制にあると次のように述べています。

『国政においては議会制間接民主主義が基本なのに対して、地方自治・自治体行政にあってはそれと並んで直接民主主義も基本となっているところが、「住民自治」の特色なのである。』（兼子仁著『地方自治法』岩波新書、1984年度版 32頁）

『地方自治法は、つぎにみるような住民の直接参政権を「直接請求」のしくみとして定めているわけだが、それが憲法92条「地方自治の本旨」にふくまれた直接民主制であることは、ひろく認められている。それに加えて、憲法93条2項が明記している自治体の長の住民直接公選制も、代表民主制であると同時に直接民主主義の原理にそうしくみであることが、指摘されてよいと筆者は思う。』（同上、33頁）

また、憲法が示す地方自治の本旨に基づき、地方自治法は、次のように、住民が直接地方自治体に参加する住民自治の原則の徹底をはかっていると、先の俵は、述べていま

す。

『住民は選挙を通して地方行政に参加するだけでなく、直接請求や住民投票により、直接地方行政に参加するものとして、住民自治の原則の徹底をはかった。』（俵静夫著『地方自治法』、同、23頁）

以上が、請願書を提出しました住民らである請願者の法的地位と地方自治体における住民の位置です。

(2) 教育委員会における住民の法的地位

地方自治法第180条の5において、執行機関として地方自治体（都道府県、市町村）に置かなければならない委員会及び委員として、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを明記し、同法第180条の8において、教育委員会の職務権限などを定めています。同項が、行政委員会である教育委員会に関する法的根拠規定です。そして、教育行政に関する特別法として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を定めています。木田宏（元文部事務次官）は、地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係を次のように説明しています。

『地方自治法に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は一つの教育行政の観点から地方自治法の一般規定に対する必要な特例を、その組織及び運営について規定したものである。』

したがって、現実の地方教育行政は、本法に特別に規定されている事項を除いては、地方自治法の一般規定によって運営されることとなる。』（木田宏著『第三次新訂逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第一法規株式会社、2003年版 57頁）

また、兼子は、行政委員会の委員は、民間人住民であり、民衆統制（ポピュラー・コントロール）から登場した行政委員会であるとし、住民の参画権、直接民主制が原理となっていると次のように述べています。

『民間人住民が行政の決定に直接たずさわるしくみとして、住民自治・直接民主主義にとってきわめてだいじなものだと見なければならぬ。』（兼子仁編『地方自治法』岩波新書 1984年度版 74頁）

『民間に定職を持つ民間人住民がそのまま自治体行政の決定機関にまで入れるのだからである。その意味で行政委員会の決定を直接住民に開いているわけであって、非常勤委員制は住民自治的しくみとして重視しなくてはならない。』（同、77頁）

木田宏は、「地方自治の理念」を「住民の民意を行政に反映させるという住民自治」（同、36頁）と述べ、地方教育行政における教育委員会と住民の関係性を「住民の意思を反映させることが、地方自治の理念」と次のように述べています。

『学校教育に対する住民の熱意、関心を日常の学校管理に取り入れ、学校の運営に住民の意思を反映させながら、その発展を期するゆえんであり、かつまた、地方自治の本旨にもかなうものと考えられるのである。』（同、37頁）

『保護者や住民が学校の運営に関心を持つことは、教職員の人事異動ばかりではなく、また専門的知識を要する教科のことだけではあるまい。むしろ、日常の身近な問題、学校の諸行事、・・・・・・について、いろいろの希望や意見があるであろう。このような問題が学校管理の中に取り入れられることこそ、民意を反映した学校の管理であり、地方自治の理念のとるべき点と考えられるのである。』（同、38頁）

2006年12月22日に公布・施行された新教育基本法の13条は、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を次のように明文化しています。

『第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。』

このように三者の協力・連携が、子どもの発達やよりよい地域社会に形成する上で重要な意味をもつとの積極的な位置づけが与えられているのは、次のような、戦前の軍国主義に至った教育の中央集権による画一化・形式化に対する反省にもとづくものです。

『これまでの教育では、その内容を中央できめると、それをどんなどころでも、どんな児童でも一様にあてはめて行こうとした。だからどうしてもいわゆる画一的になって、教育の実際の場合での創意や工夫がなされる余地がなかった。このようなことは、教育の実際にいろいろな不都合をもたらし、教育の生気をそぐようなことになった。』（文部省『学習指導要領一般編（試案）』1947年1頁）

このように、三者の連携において、地域での自由で活発な公論の場、自治の場を保障することによって、それぞれの地域の子どもの実情に応じた自治的教育活動を行うための役割と責任を明示しています。

また、河村建夫文部科学大臣（当時）は、中央教育審議会に対して、教育委員会と住民の関係性について次の諮問を行いました（2004年3月4日）。

『近年、地方分権が進展し、地方公共団体の権限と責任が拡大するとともに、市町村合併に向けた動きが急速に進む中、教育委員会には、教育行政の責任ある担い手として、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくことが、一層強く期待されるようになっている。』

これを受けて、中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会は、「地方分権時代における教育委員会の在り方について」（部会まとめ）答申（2005年1月13日）において、次のように保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係の改善を求め、保護者・地域住民の参画を求めているのです。

『7 保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係の改善

(1) 保護者・地域住民の参画

① 保護者・地域住民の意向の反映

- 保護者・地域住民に対し学校の管理運営や教育行政への参画を積極的に求めていくことが必要であり、学校評議員の全国的な設置や学校運営協議会制度の積極的な活用が望まれる。また、政策立案のため審議会や研究会を設置することも有効。

② 保護者・地域住民等の学校への協力

- 学校は、保護者や地域住民に対し自らの教育活動について情報提供し、理解と協力を求めていくことが必要。また、企業や大学等と緊密に連携し協力を得ていくことも望まれる。

③ PTA 活動の充実

- 学校は、PTA を通じ保護者に対して学校の教育方針等を説明し、保護者の十分な理解を得るようにし、一方、PTA は、保護者全体の意見を踏まえながら学校に協力していくことが望まれる。PTA が学校に協力する際には、学校支援ボランティアの組織化など、保護者や地域住民の自発性を重視した取組を進めることが望まれる。

(2) 保護者・地域住民への情報発信と要望への対応

① 積極的な情報発信

- 条例による「教育の日」の制定や教育週間の設定、学校開放週間の設定や公開研究授業の実施など、教育に関する地域住民への情報発信を行うことが望まれる。また、インターネット、テレビ、ラジオなど各種の広報媒体の活用も必要。

② 保護者・地域住民の要望への対応

- ホームページの掲示板や電子メール、FAX などにより、住民が直接教育委員会に意見を述べるようにすることが望まれる。』(文科省ホームページより) 』

そもそも教育は、未来を準備するものであり、社会の未来に備えることが教育の現在です。つまり、教育は、私たちの明日の暮らしを規定する現在の問題です。その教育のなかでも学校教育は、大きな位置を占め、かつ子どもたちへの学校現場における教育は、地域社会と密接に関係付けられています(中央教育審議会答申)。

先の答申に先立ち、1998年9月21日の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、「地域住民に密接に関わる身近な行政を担当する教育委員会が住民のニーズに対応した施策を積極的に推進していくためには、教育委員会が住民の意向を的確に把握、反映するよう努めるとともに、教育行政に積極的に地域住民の参画・協力を求めることが必要である。」と述べ、次のようにより詳細に地域住民の意向を積極的に把握・反映させるために教育行政への参画・協力を、教育委員会に対して求めています。

『5 地域住民の意向の積極的な把握・反映と教育行政への参画・協力

生涯学習、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い分野において、ますます多様化する地域住民の要望に的確にこたえる行政を展開するためには、教育行政にその意向を把握・反映する方策や地域住民の教育行政への参画・協力を促進する方策について一層の努力が必要である。

このためには、教育委員会が教育行政に関する説明責任の意義や重要性を十分に認識して、地域住民に対して幅広く積極的な情報提供を行うとともに、地域住民の教育行政に対する意見や苦情に積極的に対応することが強く求められる。

また、教育施策の実施に当たって、学校、家庭、地域社会の適切な役割分担の下に、地域住民と連携協力し、地域活力の導入を促進することが必要である。その際、地域社会における教育の充実について関係者の参加意識を高め、保護者や地域住民が行政や他人任せではなく、自分たちの問題としてこれに取り組む契機として、中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）においてその設置を提言している地域教育連絡協議会や地域教育活性化センターの積極的な活用に関し、施策の充実に努めることが必要である。

以上のような観点から、これに関連する施策等について以下のように見直し、改善を図ることが必要である。

具体的改善方策

（地域住民の意向の把握・反映）

ア 教育委員が地域住民などと直接意見交換を行う公聴会などの場の積極的な設定に努めること。また、教育モニター、教育アドバイザー等の積極的な活用や教育委員会独自の苦情処理窓口の設置の推進に努めること。

イ 小・中学校の通学区域の設定や就学する学校の指定等に当たっては、学校選択の機会を拡大していく観点から、保護者や地域住民の意向に十分配慮し、教育の機会均等に留意しつつ地域の実情に即した弾力的運用に努めること。

（地域住民の教育行政への参画の促進）

ウ 教育委員会は、学校教育についての方針や、学校の適正配置、学級編制などについて、地域住民に対する積極的な情報提供を図ること。また、所管する各学校における教育目標や教育活動等についても、積極的な情報提供に努めること。さらに、生涯学習、社会教育、文化、スポーツ等の分野についての方針や事業の実施状況等についても、積極的な情報提供に努めること。

エ 教育委員会会議の公開・傍聴を推進するとともに、積極的な広報に努めること。

オ 特に住民の関心が高い事項について、説明会や意見交換会を開催するなどの工夫を講じること。その際、多くの住民が参加しやすいよう、時間帯や場所の設定にも十分配慮すること。

（地域住民の教育行政への協力の促進）

カ 学校、社会教育施設や教育委員会などが行う事業に積極的にボランティアを受け入れる体制を整えるとともに、ボランティアコーディネーターの養成、配置に努めること。

キ 教職員や専門的職員の採用選考や研修等に際して、積極的に地域の有識者や企業等の協力を得るよう努めること。

ク 総合型地域スポーツクラブに見られるように、教育委員会の行う地域に密着した事業の実施と関係する施設の運営を一体化し、これに地域住民が参画するような仕組みの設定や、このような地域住民の取組の推進に努めること。』（木田宏著『第三次新訂逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第一法規株式会社、2003年版 623/624頁）

また、この答申の中で学校評議員制度の創設が提言され、学校教育法施行規則等の一部改正が行われ、学校教育法施行規則第49条によって学校評議員の設置ができることになりました。同改正に際して、文科省事務次官名による『「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」等』において、次のようにその目的を示しています。

『(学校評議員関係)』

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要がある。こうした開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、省令において新たに規定を設け、学校や地域の実情等に応じて、その設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができることとするものであること。』(編集代表 堀内孜『地方分権と教育委員会-開かれた教育委員会と学校の自立性-』ぎょうせい 306頁)

以上の答申を文科省は、全国都道府県教育委員会宛の通知とともに送付し、地方自治における地方分権推進の流れを受け、住民の教育行政への参与、参画を教育委員会に促し、また、住民が多様な領域において参与、参画、参加している実態があります。

また、学校評議員は、次のように、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができるのです。

『学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる。』
(学校教育法施行規則 49 条の 2)

また、学校運営協議会も 2004 年の地教行法改正で法制化され、学校運営協議会(地教行法 47 条 5 項)は、次のように、学校評議員制度の枠組みをこえ、保護者、住民の学校運営参加をさらに促進することを目的としています。その概要は、「この学校運営協議会の制度は、地域住民、保護者による学校運営参加制度を方向づけ、この仕組みをさらに促進・拡充し、①「合議体」としての参加制度にまで発展させたこと、また、②議題としても教育過程編成および行財政事項さらに学校教育人事にまで意見具申することを想定している」等です。

以上のように、地域住民は、地域の学校教育に関与し、責任をも有するまさに当事者なのです。

以上が、教育委員会と地域住民との関係であり、法的地位であり、地域住民である本件請願者と教育委員会の関係です。

6、本件請願書を提出した趣旨

文科省が作成した、「教科書制度の概要 - 6. 教科書採択の方法」には、次のように地域住民(国民)や保護者に開かれた採択を推進するように求めています。

『5. 開かれた採択』

教科書採択に関しては、保護者や国民により開かれたものにしていくことが重要です。具体的には、教科用図書選定審議会や採択地区協議会等の委員に保護者代表等を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をするとともに、採択結果等の周知・公表などの方策を一層推進していくことが求められています。』(14~17 頁)

また、文部科学省初等中等教育局長は、各都道府県教育委員会教育長宛に「平成 23

年度使用教科書の採択について（通知）」を送付し、教科書採択においても「開かれた採択を一層推進する」ように指導を求めています。

当然ながら、「開かれた採択」とは、「開かれた委員会」であることが、その大前提です。ところが、本件請願書で求めた具体的な「開かれた委員会」事項をことごとく不採択としました。

7、不採択理由には、合理的かつ客観性が不可欠

しかも、不採択理由には、合理的かつ客観性がなく、次のような多くの疑問点ないし虚偽のある理由が含まれています。

- (1) 今治市教委は、「会議の開催日・時間を毎月同じく（たとえば、毎月第一週の火曜日 10:00）するか、少なくとも開催日を3週間前には公表し、かつ、少なくとも会議を年に2回は、日曜日の午後ないし平日の夕方に行うこと。」との請願事項を次の理由で不採択としました。

不採択理由（第9回教委委員会会議録より）

欠席また日程変更が生じないように、1週間前頃までに決定し、ホームページで公開しています。したがって、週や曜日を予め決定しておくことや、3週間以上前の公開は現状では難しいと考えております。また、開催は、平日、市役所の開庁時間内にさせていただきたいと考えます。

不採択理由の不合理性などと虚偽性

- ① 2011（平成23）年3月4日に開かれた3月定例会である第3回教育委員会会議録（以下「会議録」という。）7頁には、次回の定例会（4月）の日程を、協議の結果、「4月4日（月）と決定する。」と記載されています。

2005（平成17）年5月9日に開かれた5月定例会である第5回教育委員会会議録にも、「協議の結果、6月8日（水）午後2:00と決定する。」と記載されています。つまり、翌月の定例会の開催日を委員会会議の最後に協議し、決定しています。

不採択理由と、これまで長年続けられている次回の定例会の日程を決める手続きとは、大きな矛盾があり、それは、不採択理由には、合理性も客観性もなく、虚偽があると言わざるを得ません。

- ② しかも、これまでの次回の委員会の日程の決め方（会議で協議して決める方法）と、1ヶ月先の日程を決めるという日程を決める時期という、二つのことを変更し、密室で決め、しかもわずか1週間前にしか告知しないということへの変更は、今年の4月定例会からです。つまり、教科書採択手続きが始まった時期と重なります。これは、偶然とは思われません。この変更と請願を不採択とした理由は、次回の委員会の日程を早く知らせたくないがゆえの「ための理由」が背後にあり、合理性も客観性もなく、虚偽があると言わざるを得ません。

- ③ 前記しました変更は、これまでの委員会会議をさらに閉じられた委員会会議にただだけでなく、それは、文部科学省の「採択について（通知）」にある、開かれた採択にも逆行する行為です。

④ 「欠席また日程変更が生じないように、1週間前頃までに決定し、ホームページで公開しています。したがって、週や曜日を予め決定しておくことや、3週間以上前の公開は現状では難しいと考えております。」との不採択理由は、憲法 92 条の住民自治の本旨に基づく、主権在民に反します。

⑤ 「少なくとも会議を年に 2 回は、日曜日の午後ないし平日の夕方に行くこと。」との請願事項に、「開催は、平日、市役所の開庁時間内にさせていただきたいと考えます。」との不採択理由は、「平日の市役所の開庁時間内」に仕事をしている多くの住民の傍聴をする機会と権利を奪っていることにならないのでしょうか。この点においても、不採択理由には、主権在民に反します。

⑥ 教育長以外の委員は、特別職の職員としての報酬（委員長は、月額 126800 円、委員は、102500 円）を私たち住民の税金である公金を受け取っています。しかも、通常、月に 1 回の定例会に出席することで、この報酬を受け取っています。また、教育委員という重責を考えると、定例会の出席を最優先することが、不可欠でしょう。

そのためには、定例会の日時を早く決めないと、他の予定が立たなくなります。このような理由から、①で示したように、翌月の委員会の日程を協議し、決定していたのです。つまり、「欠席また日程変更が生じないように、1週間前頃までに決定」するという日程の決定方法は、全く合理性も客観性もなく、「ための理由」であり、虚偽がると言わざるを得ません。

(2) 今治市教委は、「傍聴希望者は、全員会議を傍聴できるようにすること。」との請願事項を次の理由で不採択としました。

不採択理由（第 9 回教委委員会会議録より）

会場の広さの関係から一定の人数制限を設けることは、やむを得ないものと考えております。

不採択理由の不合理性などと虚偽性

① 定例会の会場として、最も多く使用されています「庁舎附属棟会議室」の傍聴者の人数制限は、5 名です。また、2010 年 8 月 30 日、第 12 回教育委員会の会場として利用された波方公民館第 1 会議室の人数制限は、10 名でした。両建物の管理担当者に広さを確認しましたが、波方公民館第 1 会議室の方がやや広いとのことですが、人数制限が倍となるほどの違いはありません。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、合理性も客観性がなく、虚偽があると言わざるを得ません。

② また、定例会には、5 名の教育委員と教育委員会事務局（各課長など）8 人程度ほどが出席しています。たとえば、「庁舎附属棟会議室」の広さからすると消防法などの人数制限を勘案しても、少なくともでも 15 人から 20 人の傍聴者を収容できる広さがあります。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、この点からも、合理性も客観性がなく、不採択理由には虚偽があると言わざるを得ません。

③ 文部科学省の「採択について（通知）」にある開かれた採択とは、当然ながら、多くの人が傍聴できることが必須条件で、①と②の点を勘案すると、文科省の先の通知にも逆行し、違反します。

三、結論、処分庁の教示の有無及びその内容

よって、行政不服審査法に基づき請求の趣旨記載の請求を行います。

以上